

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	軽自動車検査情報の区市町村への提供に係る本人外収集等について
----	--------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第5条第2項第6号(本人外収集)
- ◇第16条第1項本文(電子計算機による個人情報の処理開発、変更)
- ◇第17条第1項第4号(外部電子計算機との結合)

(担当部課: 総務部税務課)

事業の概要

事業名	軽自動車税
担当課	総務部税務課
目的	<p>税制改正に伴い、平成 28 年 4 月から、経年車重課(以下「重課」という。)やグリーン化特例(以下「軽課」という。軽課は、28 年度のみ。)が実施される。現在、軽自動車税は車種ごとに課税額が決まっている。重課、軽課実施後は、個々の軽自動車について初度検査年月、燃費性能や燃料の種類等を確認し、そのデータにより重課、軽課に該当するか判定し、軽自動車税を賦課することになる。しかし、現在、区では課税計算に必要な情報をシステム上、保有していないため、地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)から検査情報等を入手する必要がある。</p> <p>J-LISが開発した軽自動車検査情報市区町村提供システム(以下「検査情報提供システム」という。)と結合することにより、検査情報を取得し、制度改正に対応するとともに、区における軽自動車税課税事務の効率化を図る。</p>
対象者	<p>新宿区を使用の本拠の位置とする軽自動車(四輪車及び三輪車)の所有者(法人を含む)</p> <p>平成 27 年度当初課税:約8,000件</p>
事業内容	<p>1 現行の軽自動車税の課税資料の入手方法及び事務の概要</p> <p>平成 28 年度からの重課、軽課の対象である四輪車及び三輪車の軽自動車税の申告書(紙ベース)受付事務は一般社団法人全国軽自動車協会連合会(以下「全軽自協」という。)で行っており、区は、全軽自協からの月1回の回送により、申告書を入手している。また随時、所有者より申告書が直接新宿区に郵送され、入手している。</p> <p>これらの申告書を元に、区職員が端末から新規登録、変更、抹消等の異動について申告情報を中央電子計算組織(ホストシステム)の税務情報システム(以下「税務システム」という。)に日々入力している。</p>

その後、新宿区が使用の本拠の位置となっている軽自動車等の、課税基準日(4月1日)現在の所有者に対し、車台ごとにバッチ処理にて課税計算を行い、軽自動車税を課税している。

なお、軽自動車税は、新規登録、変更、抹消等の異動が行われない限り申告の義務はないため、住民税とは異なり、毎年度、全対象者の申告書が提出されるわけではない。そのため、これまでに蓄積された軽自動車税の登録情報及び異動について入力を行った軽自動車税の登録情報を、当初課税計算のバッチ処理に使用している。

2 平成28年4月以後の課税資料の入手方法及び事務の概要

全軽自協や所有者から送付された申告書の情報を、税務システムに日々入力する作業は、現行どおり継続する。

また、LGWANに接続したパソコンからJ-LISのポータルサイト(J-LISポータル)にアクセスして、次の①～②をダウンロードすることによって検査情報を入手し、事務処理を行う。

① 全車両の検査情報の件数及び一覧

軽自動車税の課税基準日(4月1日)等に新宿区が使用の本拠の位置となっている軽自動車の全車両の検査情報(以下「全車両情報」という。)をダウンロードする。全車両情報は、新宿区の税務システムの軽自動車税の登録情報と突合し、初度検査年月、重課判定情報、軽課判定情報の一斉取込を行う。

また、情報を突合した際のエラー・アンマッチ等の対象者をリストに出力し、処理を行う。この処理により、申告書の郵送漏れや郵送のタイムラグ等によって起きる、車両の実態とのかい離を抑止し、より適正な課税を行うことが可能となる。

その後、バッチ処理により、重課、軽課を含めた当初課税計算を行う。

② 新規登録、変更、抹消等の更新のあった検査情報の件数及び一覧

随時、新規登録、変更、抹消等の更新のあった検査情報(以下「更新情報」という。)をダウンロードし、インターネット環境等の外部から隔絶された端末に記録する。記録した更新情報は、EXCEL に随時蓄積しておく。電話対応、窓口対応等で必要となった場合に、EXCEL で検索を行い、質問対応等を行う。

また、申告書の回送や郵送漏れが発生した場合は、EXCEL の対象者の更新情報を紙出力し、新規登録、変更、抹消等の情報を税務システムへ入力する。

なお、検査情報提供システムを導入しなかった場合、次の問題が発生する。

一つ目に、申告書は、初度検査年月や燃料の種類等の項目が空欄のまま提出されることが多く、重課・軽課に必要な全ての情報を収集することができない。

二つ目に、初度検査年月等の情報はホストに記録していないため、現在登録のある約 8,000 台について、全て申告書と突合し、一件ずつ入力する作業が発生する。この作業を行った場合、人員、時間、経費ともに多大な労力を要するため、軽自動車税の当初課税に間に合わない。

これらの理由から、新宿区は検査情報提供システムを導入し、検査情報を電子データで入手する必要がある。

3 検査情報提供システムについて

重課及び軽課に対応するために必要な、初度検査年月、燃費性能や燃料の種類等の検査情報を、区市町村が入手するためのシステムである。

J-LISは、検査情報を全軽自協から取得後、重課・軽課判定情報を付加し、区市町村に提供を行い、区市町村はLGWANに接続したパソコンからJ-LISのポータルサイト(J-LISポータル)にアクセスして検査情報をダウンロードする。詳しくは資料 38-1 処理概要を参照。

検査情報提供システムは、J-LISが総務省から依頼を受けて税制改正に向けて

開発したシステムであり、今回の改正にあたり、23 区すべてが検査情報提供システムへの加入を決定している。

4 LGWANについて

LGWANとは地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の高度利用を図ることを目的とした高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークで総合行政ネットワークともいう。現在すべての都道府県及び市区町村が接続されている。

5 J-LISについて

地方公共団体が共同して運営する組織として、個人番号の利用による事務等の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的に平成 26 年 4 月に設立された地方共同法人。

件名 軽自動車検査情報の区市町村への提供に係る本人外収集について

保有課(担当課)	税務課
登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	軽自動車税
収集する個人情報項目(だれの、どのような項目か)	1 収集の対象者の範囲 新宿区を使用の本拠の位置とする軽自動車の所有者(法人を含む) 2 収集する項目 車両番号、車台番号、所有者の氏名又は名称、初度検査年月、重課判定情報、軽課判定情報等 詳しくは資料 38-2 データ項目を参照
収集した個人情報項目の記録媒体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務システム ・ 紙媒体 ・ インターネット環境等の外部から隔絶された端末
収集の相手方(どこから収集するのか)	J-LIS
収集の目的	軽自動車税の税制改正に伴う、平成 28 年度からの重課、軽課に対応するため
本人からの直接収集しない理由等	<p>軽自動車税の申告書は初度検査年月や燃料の種類等の項目が空欄のまま提出されることが多く、重課・軽課に必要な全ての情報を収集することができない。</p> <p>また軽自動車税は、新規登録、変更、抹消等の異動が行われない限り申告の義務はない。そのため、異動が行われない対象者については、本人から改めて申告書を収集することは難しい。</p> <p>その結果、区市町村は、重課・軽課に必要な情報を保有し、区市町村への検査情報提供システムを構築したJ-LISから検査情報の提供を受ける必要がある。</p>
収集開始時期及び期間	平成27年11月中旬からテストリリース開始予定(平成 28 年4月から本稼働)(以降継続)
備考	*****

件名 軽自動車検査情報市区町村提供システムの導入に伴う税務システムの改修について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	軽自動車税
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 新宿区を使用の本拠の位置とする軽自動車の所有者(法人を含む) 2 記録項目 現行の項目 資料 38-3 税務システム記録項目を参照 追加する項目 初度検査年月、重課判定情報、軽課判定情報 3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ(情報政策課)
新規開発・追加・変更の理由	軽自動車税については、平成28年度課税から重課、軽課が導入されるが、現在、区においては、当該税制改正に対応するための軽自動車の初度検査年月や燃料の種類等の情報をシステム上、保有していない。検査情報提供システムにより必要な当該データを取得し、重課・軽課判定情報を用いて軽自動車税の課税計算をするため、税務システムを改修する。
新規開発・追加・変更の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務システムの記録項目に、初度検査年月、重課判定情報、軽課判定情報を追加する。またそれに伴い、異動入力項目、画面の表示項目、帳票の出力項目を追加する。 ・ 検査情報提供システムで得た電子データの検査情報を、新宿区の税務システムの軽自動車税の登録情報と突合し、初度検査年月、重課判定情報、軽課判定情報の一斉入力を行う。また突合した際のエラー・アンマッチ等の対象者を抽出し、リストに出力する。 ・ 新宿区の税務システムの軽自動車税の登録情報及び、初度検査年月、重課判定情報、軽課判定情報から、車台ごとに重課税率、75%の軽減税率、50%の軽減税率、25%の軽減税率、標準税率及び改正前の標準税率のいずれかを判定し、軽自動車税の課税計算を行う。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	開発は、新宿区情報政策課職員が行うため、委託はしない。
新規開発・追加・変更の時期	平成28年2月中旬に税務システムのデータレイアウトを変更予定 平成28年4月から本稼働

件名 軽自動車検査情報の区市町村への提供に係る外部結合について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	軽自動車税
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1 結合される対象者の範囲 新宿区を使用の本拠の位置とする軽自動車の所有者(法人を含む) 2 結合される項目 車両番号、車台番号、所有者の氏名又は名称、初度検査年月、重課判定情報、軽課判定情報等 詳しくは資料 38-2 データ項目を参照
結合の相手方	J-LIS
結合する理由	軽自動車税については、平成 28 年度課税から重課、軽課が導入されるが、現在、区においては、当該税制改正に対応するための軽自動車の初度検査年月や燃料の種類等の情報をシステム上、保有していない。平成 28 年度課税以降、区において適正な課税を行うために必要な軽自動車の検査情報を取得するため、検査情報提供システムとの外部結合を行う。
結合の形態	検査情報提供システムは、区市町村がLGWANに接続したパソコンから、J-LISのポータルサイト(J-LISポータル)にアクセスして、検査情報をダウンロードするシステムである。
結合の開始時期と期間	平成27年11月中旬からテストリリース開始予定 (平成28年4月から本稼働) (以降継続)
情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 検査情報提供システムは、LGWANに接続したパソコンから利用する。 2 不正アクセスを防止するため、ファイアウォールやウイルス防止ソフト等を設置する。 3 軽自動車検査情報を取り扱うパソコンは、軽自動車税の課税事務を行う部課室等に設置し、軽自動車検査情報を記録した記録媒体は、施錠した場所に保管し、担当職員以外の利用を制限する。 4 軽自動車検査情報を取り扱うパソコン又は記録媒体を利用した、担当職員及びその利用日時を、記録する。 5 軽自動車検査情報を利用する場合には、担当職員を ID 及びパスワードにより認証する。 6 個人情報保護条例の規定に基づき、保有個人情報保護管理責任者が、軽自動車検査情報の適正な管理を行う。